

# いつでもどこでも ワークルール教育を!

## —ワークルール教育推進法を制定しよう—

「ブラック企業」「ブラックバイト」が横行し、セクハラ・マタハラが頻発し、「ワークルール教育」の必要性が叫ばれ、ワークルール教育を制度化するための「ワークルール教育推進法」を制定する取り組みも進んでいます。

今回のシンポジウムでは、どのようなワークルール教育の実践が求められているのか、そのあるべき教育内容を本田由紀教授からご報告いただき、求められるワークルール教育の内容、ワークルール教育推進法制定の必要性などについて、様々な立場からご意見を伺います。

ワークルール教育は、学生・教育関係者・労働者・使用者等の立場を問わず、共通課題となっています。奮ってご参加ください!

### ◇基調報告「ワークルール教育をいかに進めるか」(仮題)

本田 由紀 教授 (東京大学教育学部)

### ◇パネルディスカッション (ワークルール教育の重要性・実践経験 ワークルール教育推進法制定の必要性について)

パネリスト

石田 輝正さん (連合非正規労働センター局長)

中原 のり子さん (東京過労死を考える家族の会代表)

小山正樹さん(日本ワークルール検定協会副会長)

菅 俊治 (日本労働弁護団常任幹事)

コーディネーター

嶋崎 量 (日本労働弁護団事務局長)

### ◇特別報告「ワークルール教育推進法制定に向けて」

石橋 通宏参議院議員(非正規雇用対策議連・事務局長)

◎予約不要

◎参加費

一般：無料

弁護士：500円

JR 御茶ノ水駅 5分  
聖橋出口

日時 **9月27日(火) 18:30~**

(開場18:00)

場所 **連合会館2階大会議室**

(JR御茶ノ水駅等、各駅から徒歩)

主催: 日本労働弁護団

連絡先: 東京都千代田区神田駿河台

3-2-11 連合会館内

TEL: 03-3251-5363

HP・Facebookもご覧ください!



連合会館

